

保 全 抗 告 理 由 書

平成29年4月10日

東京高等裁判所 御中

抗 告 人 宮 部 龍 彦

- 1 原決定のうち、相手方らの申立てを却下した部分は正当であるが、その他の判断については、全国部落調査の公開を禁ずるという結論ありきで、およそ事実と法律に基づくものとは言えない不当な理由を後付けしたものと云わねばならない。また、ウェブサイトに係る事実関係には一部判断の誤りがある。

原審においては、平成29年1月12日に行われた最後の審尋の直前に担当裁判官が突然交代しており、裁判官と当事者間で特に質疑応答が行われることもなく、そもそも裁判官が部落問題についてよく理解していなかったと考えられる。

そのため、次に述べる通り原決定には原審における双方の主張と異なる点や矛盾が見られる。

- 2 原決定は理由において「同和地区出身者」との用語を用いているが、原審においては抗告人も相手方もこの用語は用いていない。

仮に相手方が用いた「被差別部落出身者」という用語を、裁判所の判断で「同和地区出身者」と置き換えたとしても、原審は「同和地区出身者であるとの主張は、同和地区といわれる一定の地区に出身者であることを意味する」(24頁)と当事者らが主張していない事柄を付け加えており、裁判所と当事者らの間で認識が食い

違っていることは明らかである。

「同和地区」という用語にしても、それが「一定の地区」であるとは当事者は述べておらず、甲12号証を見れば、むしろ一定していないことが明らかである。

- 3 原決定は前提事実として、組坂繁之ら5名が「同和地区出身者」と認定しているが、法の下での平等に反し、許されないことである。

「個人債権者らが同和地区出身者であるとの主張は、同和地区といわれる一定の地区の出身者であることを意味するものにすぎず、法律上その他の何らかの身分が存在することを意味するものではない」(24頁)として正当化するが、事実誤認と矛盾がある。

前述のとおり、「同和地区といわれる一定の地区の出身者」が同和地区出身者であるとの主張を当事者らは行っていないし、少なくとも原告人はそうは思っていない。また、組坂繁之ら5名は出身地を疎明していないし、具体的にどのような手順で相手方が同和地区出身者と判断されるのか説明されていない。

また、単に一定の地区の出身者に過ぎず、法律上の身分でもないと言っておきながら、原決定は「同和地区出身者」が差別される対象であると言ってはばからないし、当事者らの法律上の権利関係を判断するための理由としている。

原決定の通りであれば、結婚や就職や商取引等において、裁判所は個人が「同和地区出身者」であるかどうかを法律上の判断の理由の1つにするということである。これでは、結婚や就職や商取引等において、国民が、誰が「同和地区出身者」なのかを判断の基準とすることを正当化することになり、むしろ差別を助長するものである。

また、「同和地区出身者」を自称して、一般国民から不利益な扱いをされていると主張し、相手を萎縮させ不当要求をする「えせ同和行為」を助長するものである。

「出身者」というのも非常に曖昧な概念であり、あくまで社会通念上のものにすぎないが、原告人は幼い頃から長らく鳥取県鳥取市下味野に居住していたので、社会通念上は鳥取県鳥取市下味野の出身者と言える(乙74)。原決定の事実認定に基づくのであれば、鳥取県鳥取市下味野の地名は原決定が「全国の同和地区の所在地等を網羅的、一覽的に記載」と認定した全国部落調査に掲載されている。また、乙75、76号証から鳥取県鳥取市下味野が鳥取市から同和地区として扱われていたことが明らかであり、原告人は同和地区出身者ということになる。

原決定の判断の通りであれば、たった5人の「同和地区出身者」が、なぜ全国津々浦々にある地域の地名の公開の是非を決める権利があり、なぜ同じ「同和地区出身者」である原告人の意思は尊重されないのか、明らかにされていない。あるいは、当事者らが「同和地区出身者」でなければ判断が変わるとすれば、差別にほかならない。

原決定の趣旨は地名の公開が人格権を侵害するということであるが、地名が個人の人格に結びつくという判断は極めて異例であるし、住民のみならず「出身者」にまで拡大され、さらに「同和地区」というくくりで全国各地の地域をひとかたまりに扱うのは、異様な考えである。

さらに、裁判所自ら個人が「同和地区出身者」とであると認定することは理解に苦しむところである。原決定は、もはや個人の人格権を保護することとは無関係であり、「復刻 全国部落調査」の出版禁止という目的ありきで本末転倒の判断をしたものである。なおかつ、原決定は、「同和地区といわれる一定の地区の出身者」が「同和地区出身者」として差別されるという、近世さえ存在しなかった差別の概念を、裁判所が新しく作り出した、極めて差別的で不当なものである。

原決定書は組坂繁之ら5人を「同和地区出身者」として認定し、他の国民についても誰が「同和地区出身者」であるかという基準を定めたものであると言え、近世の

「人別帳」に等しい前時代的なものであって、およそ現代の民主主義国家の司法機関が作るべきものではない。

また、原告人が「同和地区出身者」であるのなら、「同和地区」の情報は原告人の人格に関わることである。

自分の出身地の歴史や政治的背景について研究することは自由であると考えられる一方で、「同和地区出身者」だけが特別な配慮をしなければならないというのであれば、明白な部落差別である。

原告人は、今まで部落民や同和地区出身者といった身分は存在せず、それをことさら主張することは「えせ同和」であり、卑怯・卑劣な行為と考えて、なるべく控えてきたのであるが、奇しくも原決定はそのような原告人の信念を踏みにじり、結果的に原告人が「同和地区出身者」であると認定したのであるから、相応の責任ある判断をするべきである。

- 4 原決定は「我が国における同和問題の取組みについて」(9頁)を理由としているが、これらは政治的な背景であり、当事者らとは直接無関係な事柄である。政治的な背景を理由に出版物の発行を禁ずることは、憲法を守る上でもっともあつてはならないことである。

あえて付言すれば、同和対策審議会答申は内閣総理大臣に対する一審議会の答申であり、法律でもなければ、国民に対するものでもない。なおかつ、答申を受けて昭和44年に制定された同和対策事業特別措置法は時限立法であり、関連法規も含めて平成14年3月31日に失効済みである。

また、昭和50年のいわゆる「部落地名総鑑事件」は原告人には全く無関係な事柄であり、原告人が部落差別を行った事実はない。本件とは全く別の、歴史上の事柄を原告人の行為と同一視することは、不当な印象操作である。

平成28年12月9日に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」は、まさに本件の審尋の最中に成立したもので、国会における審議の過程でも本件は公知のことであったが、それでも法務省の人権擁護機関が取り組んできたとされる「インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの情報を認知した場合には、その削除を要請する」との内容は法律には盛り込まれていない。しかも、全国部落調査の復刻が、「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的」とであると原決定は判断していない。

原決定は、明らかに法律の内容と立法者の意志を超えるもので、不当なものである。

- 5 本件ウェブページ3(部落解放同盟関係人物一覧)について、「債務者は、本件ウェブページ3は同日に削除されたと主張するものの、これを裏付ける疎明資料を提出せず、一件記録を精査しても、本件ウェブページ3が同月18日の原決定時までに削除されたことを示す疎明はない」(17頁)とされる点につき、疎明資料を提出する。乙76号証は archive.is というウェブページの内容を保存するサイトに残されていたもので、平成28年4月13日の「同和地区 Wiki」の更新記録であり、同年4月9日に「「部落解放同盟関係人物一覧」を削除しました」との記録がある。

従って、原決定時の平成28年4月18日の時点で本件ウェブページ3および、「本件ウェブページ3の過去の版」は存在しない。

- 6 原決定は「部落地名総鑑」と本件ファイル等が趣旨及び内容において同種のものであるという(30頁)が、そもそも事実関係に食い違いがある。

本件ファイル等のうち1, 2については「全国部落調査」そのものであり、現在地が付記されたものではない。本件ファイル等3についても、現在地が付記されている

との疎明はない。

原決定の判断によれば、融和団体である中央融和事業協会が昭和11年に作成した「全国部落調査」そのものが「部落地名総鑑」ということになってしまう。「全国部落調査」は時代的に「部落地名総鑑事件」より前に作られており、しかも融和団体が融和事業のために作成したことが明示されており、明らかに同趣旨のものではない。

- 7 原決定は、過去に法務省が「部落地名総鑑」を焼却処分した経緯などを述べているが、前述のとおり全国部落調査と「部落地名総鑑」は別のものであるし、過去における法務省の行為は書籍の内容や、当事者らの法律上の権利関係とは無関係なことである。しかも、「法務省人権擁護局は、平成元年7月28日、「部落地名総鑑事件の処理をすべて終了した」旨の声明を発表した」(15頁)とある通り、既に終わった事柄である。

「ひとたび本件出版予定物の出版等がされた場合には、部落地名総鑑と同様の利用がされることにより、同和地区出身者の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長するおそれが高く」(21頁)と述べている。しかし、そのような仮定をするまでもなくインターネットで既に全国部落調査の内容が流布され、1年が経過しているのに、事実としてそのような事態が生じているという疎明はされていない。

むしろ、抗告人は反証(乙73)を示している。

全国部落調査が同和対策事業を進めるための資料として作成されたものであること、同和問題が重大な社会問題であること述べておきながら、全国部落調査の内容が「公共の利害に関する事項でもない」(21頁)と言うのは、矛盾した判断である。同和対策事業はまさに公共の利害に関わる事業であるし、誰でも居住移転の

自由があるのだから、地名は私的な事項ではあり得ず、まさに公共の利害に関する事項である。

- 8 原決定は、本件ファイル等と本件ウェブページ1, 2, 3, 4が「一体をなすもの」「不可分一体である」と述べる。しかし、一般に電子データの編集は自在に行うことができるのであるから、内容を部分的に削除することが可能であり、一体とは言えない。

そのような論が通るのであれば、例えば電子掲示板の一部の書き込みの削除命令を行うことはできず、違法な部分があれば電子掲示板の全体を削除しなければいけないということになってしまう。

また、原決定は「本件ウェブページ等の一部を抽出しての掲載」を禁じているが、「不可分一体」のものであれば「一部を抽出」などできるはずがなく、主文と理由が食い違っている。

原決定は、本件ファイル等と本件ウェブページ等の内容について詳細に検討することを怠り、乱暴な判断をしたと言わざるをえない。

- 9 原決定が23頁で引用する最高裁平成28年(許)号同29年1月31日第三小法廷決定は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反の容疑で逮捕された事実がプライバシーであるとして、インターネット上への掲載の是非に係る判断をしたものである。

原決定は「氏名、役職、住所、電話番号、生年月日、略歴、勤務先及び出生地、その他個人債権者らに関する情報」がプライバシーであることは明らかというが、氏名や役職はもちろんのこと、他の情報も、特別な事情がない限り人が社会生活を送る上で他人に隠すようなものではない。この程度のことがプライバシーと言えるの

であれば、解放同盟員個人について公の場で話題にすること自体がプライバシー侵害になってしまう。犯罪の前科と、政治的団体の構成員であることを同じプライバシーとして同列に見ることは、乱暴な議論である。

- 10 原決定は24項で最高裁昭和56年(オ)第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号802頁(以降昭和61年最高裁判決という)を引用し、「出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めは、憲法21条2項前段にいう「検閲」には当たらず」とするが、昭和61年最高裁判決は、裁判所が出版物等を事前差し止めする権利を無制限に認めたものではない。

出版物等の事前差し止め「人格権としての名誉権に基づき」できるものであるが、原決定は「人格権侵害」を言うものの、「名誉侵害」の事実を示していない。

さらに「その表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときに限り、例外的に許される」とされている。この点、本件について少なくとも全国部落調査は実在の歴史文書そのままなので真実でないとは言えないし、その内容はそもそも特定個人の人格に関わるものではない。

- 11 原決定は、部落名や同和地区名が列挙された歴史資料や行政資料について、本件ウェブサイト等と趣旨と内容が違ふとして正当化する(25頁)が、別のものなのだから趣旨や内容が違ふのは当たり前のことである。単に違いをあげつらった原決定の理由説明は意味をなしていない。

同和問題にかかる行政資料であるからと正当化するが、全国部落調査も当時の政府の外郭団体が作成したもので、行政資料に準ずるものである。

当該調査・研究等に必要な限りで、同和地区の地名等を記載したものであるから



よいといった趣旨の説明をしておきながら、原決定の主文にはそのような条件は書かれていないし、さらに一部を抽出しての掲載等まで禁じている。

結局、原決定の理由で上げられている歴史資料や行政資料との違いは何も意味がなく、実質的には「抗告人だから」という理由で同和地区の地名の公開を禁ずるものである。

12 抗告人は、部落ないし同和地区の場所が広く知られるようになって、同和問題に係る人権侵犯は増えるどころかむしろ減っているという、客観的なデータ(乙58)を示した。しかし、原決定は、ごく散発的でなおかつ詳細な事実関係も明らかでない事例をもとに抗告人の主張を退けている(25頁)。

これこそ、まさに一部の事例や伝聞程度のことで全体を判断する「偏見」であり、差別を助長する態度である。

「戸籍謄本等の不正取得事案のうち一部については、調査対象者が同和地区出身者かどうかを調べることを目的とするものであった」というが、具体的に戸籍謄本等と全国部落調査を使って、どのように「同和地区出身者」を特定するのか説明されていない。

「同和地区出身者らに対する差別行為を容認する意識が一定程度存在することは否定できず」と言うが、単に一定の地区の出身だから差別行為が容認されるということは不合理な考えであるし、同和地区に限らず様々な地域に存在する地域への印象の違いをことさら「差別」とあげつらうことも不合理なことである。深刻な問題があるとするならば、その原因は単なる地名ではなく地域の実態や人の有り様によると考えるのが合理的である。原決定は「差別行為を容認する意識が一定程度存在する」とあたかも他人事のように言うが、裁判官自身が同和地区を特別視していると考えざるを得ない。

また、客観的なデータを無視し、原告人らの部落問題に対する取り組みをことごとく否定し、ことさら差別の存在を主張しながら、原決定には部落問題解決のための筋道がどこにも示されていない。

政治的な背景や全国部落調査の学問的価値等は、本来は裁判所が踏み込む部分ではないが、今回裁判所はあえてそこまで踏み込んでおきながら明確な「部落解放理論」を何ら提示していない。

13 原告人は、ここ10年近く部落の地名と情報公開について研究してきた。その結論は次のとおりである。

情報公開と秘密保護の法体系は「公然の秘密の存在を許さない」「情報を公開することに説明は不要だが、隠すためには説明を要する」という仕組みになっている。部落の地名は「公然の秘密」であり、それを無理に隠そうとすれば、極めて差別的な理由説明をしなければならなくなってしまうため、部落の地名を隠すのは誤りである。

まさに、原決定は裁判所が「同和地区出身者」を認定するという差別的なものになっており、原告人代表者の研究の正しさを示すものである。

原決定のような理由説明は普遍性がなく、このようなものを漫然と前例踏襲し続けるのであれば、100年後の人間にも「部落は差別される」と言い続けなければならなくなる。

原決定は、結果的に原告人を「同和地区出身者」と認定し、原告人が「同和地区出身者」であることを否定する権利を奪うものである。

そればかりか、「差別される人間」であることを否定する権利も奪っている。原判決の理由どおりであれば、全国部落調査を秘密にしなければいけないと言う限り、原告人のような「同和地区出身者」が差別されるような存在ではないと言うことが論

理的に不可能であるからである。また、自分の出身地について「安心して住める場所だ」と言うこともできない。

また、抗告人がいわゆる「一般地区」の出身者であれば、自分の出身地がかつて墓場だろうと刑場だろうと、その歴史や政治的背景を自由に研究・発表できたはずである。例えば、平家の落人部落の出身者が出身地に興味を持って研究し、その結果として全国の落人部落の一覧を発表しても本件のような扱いはされないであろう。しかし、「同和地区」の出身者が、自分の出身地の歴史や政治的背景を研究・発表すると、本件のような扱いを受けることは理不尽極まりない。

このように、原決定こそが、抗告人のみならず「同和地区出身者」の人格権、学問の自由を侵害するものであるから、取り消さなければならない。

以上